



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日  
(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 県立自然公園の指定 (自然保護課) ..... 1
- 県立自然公園の公園計画の決定 (自然保護課) ..... 1
- 自然公園の特別地域の指定 (自然保護課) ..... 2
- 救急病院の告示 (医務課) ..... 2
- 建設工事請負契約約款の一部を改正する告示 (土木企画課) ..... 2
- 二級河川の指定 (河川課) ..... 3
- 河川区域の指定 (河川課) ..... 3
- 都市計画事業の変更の認可・4件 (都市計画・モノレール課) ..... 3
- 道路の位置の指定の変更 (北部土木事務所) ..... 4
- 道路の位置の指定の変更・2件 (中部土木事務所) ..... 5
- 道路の位置の指定の廃止 (南部土木事務所) ..... 6

### 公 告

- 開発行為に関する工事の完了・6件 (建築指導課) ..... 7

### 訓 令

- 行政資料専門員設置規程の一部を改正する訓令 (総務私学課) ..... 8
- 沖縄県立看護大学嘱託員設置規程の一部を改正する訓令 (医務課) ..... 9
- 沖縄県伝統工芸製品検査員服務規程の一部を改正する訓令 (商工振興課) ..... 10
- 用地嘱託員設置規程の一部を改正する訓令 (用地課) ..... 10
- 道路維持管理嘱託員設置規程の一部を改正する訓令 (道路管理課) ..... 10
- 港湾管理員設置規程の一部を改正する訓令 (港湾課) ..... 11

### 正 誤

- 平成22年12月21日付け公報定期第3913号中訂正 ..... 12

## 告 示

### 沖縄県告示第203号

沖縄県立自然公園条例 (昭和48年沖縄県条例第10号) 第4条第1項の規定により、多良間県立自然公園を次のとおり指定する。

平成23年 3 月 29 日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 区域の所在地 沖縄県宮古郡多良間村及びその地先海面
- 2 区域 別紙図面のとおり (「別紙図面」は、省略し、平成23年 3 月 29 日から同年 4 月 28 日まで沖縄県文化環境部自然保護課及び多良間村役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 沖縄県告示第204号

沖縄県立自然公園条例 (昭和48年沖縄県条例第10号) 第6条第1項の規定により決定した多良間県立自然公園の公園計画の概要は、次のとおりである。

なお、関係図面は、平成23年3月29日から同年4月28日まで沖縄県文化環境部自然保護課及び多良間村役場に備え置いて縦覧に供する。

平成23年3月29日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 保護規制計画 特別地域の区域は、沖縄県宮古郡多良間村地内とする。

2 利用施設計画

(1) 単独施設

種類	位置
宿舎	宮古郡多良間村（前泊港付近）
野営場	宮古郡多良間村（海浜公園近く）

(2) 道路

ア 自転車道

路線名	区間
多良間島沿岸一周	起点 沖縄県多良間村字塩川 終点 沖縄県多良間村字塩川

イ 歩道

路線名	区間
水納島西海岸線	起点 沖縄県多良間村字水納 終点 沖縄県多良間村字水納

**沖縄県告示第205号**

沖縄県立自然公園条例（昭和48年沖縄県条例第10号）第13条第1項の規定により、多良間県立自然公園の区域内に次のとおり特別地域を指定する。

平成23年3月29日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 特別地域の所在地 沖縄県宮古郡多良間村地内

2 区域 別紙図面のとおり（「別紙図面」は、省略し、平成23年3月29日から同年4月28日まで沖縄県文化環境部自然保護課及び多良間村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**沖縄県告示第206号**

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成23年3月29日

沖縄県知事 仲井眞弘多

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	救急病院認定日	認定有効期限
社会医療法人仁愛会浦添総合病院	浦添市伊祖四丁目16番1号	社会医療法人仁愛会	平成23年2月1日	平成26年1月31日

**沖縄県告示第207号**

建設工事請負契約約款の一部を改正する告示を次のように定める。

平成23年3月29日

沖縄県知事 仲井眞弘多

**建設工事請負契約約款の一部を改正する告示**

建設工事請負契約約款（平成9年沖縄県告示第317号）の一部を次のように改正する。

第35条第6項、第46条第2項及び第3項、第51条第3項並びに第55条中「3.3パーセント」を「3.1パーセント」に改める。

**附 則**

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

**沖縄県告示第208号**

河川法（昭和39年法律第167号）第5条第1項の規定により、二級河川を次のとおり指定する。

平成23年3月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

水系名	河川名	指 定 区 間	
		起 点	終 点
田原川	田原川	左岸 与那国町字与那国野底2305番1地先	左岸 海に至る。
		右岸 与那国町字与那国貢原2140番地先	右岸 海に至る。

**沖縄県告示第209号**

河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項第3号の区域及び同条第3項の区域を次のとおり指定する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部河川課及び北部土木事務所において縦覧に供する。

平成23年3月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

水系名	河川名	指 定 区 域
大保川	大保川	別紙図面に茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第6条第1項第1号及び第2号（樹林帯を除く。）の区域以外の区域（別紙図面は省略）

**沖縄県告示第210号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成6年沖縄県告示第173号で認可した南城都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成23年3月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 南城市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 南城都市計画公園事業
  - (2) 名称 5・5・1号大里城趾公園
- 3 事業施行期間 平成6年2月15日から平成25年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

**沖縄県告示第211号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和56年沖縄県告示第145号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成23年3月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 南風原町
- 2 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
  - (2) 名称 5・5・南1号黄金森公園
  - 3 事業施行期間 昭和56年3月12日から平成25年3月31日まで
  - 4 事業地
    - (1) 収用の部分 変更なし
    - (2) 使用の部分 なし
  - 5 変更の内容 事業施行期間の延長
- 

**沖縄県告示第212号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成17年沖縄県告示第620号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成23年3月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 那覇市
  - 2 都市計画事業の種類及び名称
    - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
    - (2) 名称 3・3・那9号松山公園
  - 3 事業施行期間 平成17年9月20日から平成25年3月31日まで
  - 4 事業地
    - (1) 収用の部分 変更なし
    - (2) 使用の部分 なし
  - 5 変更の内容 事業施行期間の延長
- 

**沖縄県告示第213号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成8年沖縄県告示第432号で認可した平良都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成23年3月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 宮古島市
  - 2 都市計画事業の種類及び名称
    - (1) 種類 宮古都市計画公園事業
    - (2) 名称 3・4・平1号パイナガマ公園
  - 3 事業施行期間 平成8年4月16日から平成25年3月31日まで
  - 4 事業地
    - (1) 収用の部分 変更なし
    - (2) 使用の部分 なし
  - 5 変更の内容 事業施行期間の延長
- 

**沖縄県告示第214号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり変更した。

平成23年3月29日

沖縄県北部土木事務所長 新 里 末 守

- 1 変更前
  - (1) 申請人住所及び氏名
    - ア 住所 名護市大中一丁目18番35号
    - イ 氏名 仲村吉雄
  - (2) 道路管理者住所及び氏名

ア 住所 申請人に同じ。

イ 氏名 申請人に同じ。

(3) 道路の位置等

指 令 番 号	沖縄県指令北土 第215号	指 定 年 月 日	平成16年6月28日	指 定 番 号	指定第H16道位北5号
道 路 位 置 指 定 の 内 容	幅員 6.00メートル、延長 45.74メートル		関係地番 名護市大東三丁目2426番1		

2 変更後

(1) 申請人住所及び氏名

ア 住所 名護市大中一丁目18番35号

イ 氏名 仲村吉雄

(2) 道路管理者住所及び氏名

ア 住所 申請人に同じ。

イ 氏名 申請人に同じ。

(3) 道路の位置等

指 令 番 号	沖縄県指令北土 第304号	指 定 年 月 日	平成22年6月10日	指 定 番 号	指定第H22道位北2号
道 路 位 置 指 定 の 内 容	幅員 6.00メートル、延長 3.00メートル		関係地番 名護市大東三丁目2426番7		

沖縄県告示第215号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり変更した。

平成23年3月29日

沖縄県中部土木事務所長 新 垣 秀 和

1 変更前

(1) 申請人住所及び氏名

ア 住所 北谷町字吉原872番地

イ 氏名 福地友盛

(2) 道路管理者住所及び氏名

ア 住所 申請人に同じ。

イ 氏名 申請人に同じ。

(3) 道路の位置等

指 令 番 号	—	指 定 年 月 日	昭和51年8月31日	指 定 番 号	第51-25号
道 路 位 置 指 定 の 内 容	幅員 4.00メートル、延長 42.90メートル		関係地番 北谷町字玉上23番2、23番3、23番4、27番2、28番、29番及び29番3		

2 変更後

(1) 申請人住所及び氏名

ア 住所 北谷町字玉上23-4番地

イ 氏名 真玉橋朝隆

(2) 道路管理者住所及び氏名

ア 住所 北谷町字吉原128番

イ 氏名 崎原盛栄ほか5名

(3) 道路の位置等

指 令 番 号	沖縄県指令中土 第301号	指 定 年 月 日	平成22年3月31日	指 定 番 号	指定第H21道位中7号
道 路 位 置 指 定 の 内 容	幅員 4.00メートル、延長 35.00メートル		関係地番 北谷町字玉上23番2、23番3、23番4、27番2、28番、29番、29番3及び23番2から23番3まで地先の里道		

沖縄県告示第216号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり変更した。

平成23年3月29日

沖縄県中部土木事務所長 新 垣 秀 和

1 変更前

(1) 申請人住所及び氏名

ア 住所 宜野湾市新城一丁目36番7

イ 氏名 古謝有則

(2) 道路管理者住所及び氏名

ア 住所 申請人に同じ。

イ 氏名 申請人に同じ。

(3) 道路の位置等

指 令 番 号	沖縄県指令中土 第379号	指 定 年 月 日	平成10年8月10日	指 定 番 号	指定第H10道位中9号
道 路 位 置 指 定 の 内 容	幅員 4.00～5.00メートル、延長 12.27メートル 転回広場 1箇所 17.06平方メートル		関係地番 読谷村字大湾西原689番7、698番8及び689番9		

2 変更後

(1) 申請人所在地及び名称

ア 所在地 うるま市字江洲1364番地

イ 名称 有限会社未希開発 代表取締役 喜久本朝夫

(2) 道路管理者住所及び氏名

ア 住所 宜野湾市新城一丁目36番7

イ 氏名 古謝有則

(3) 道路の位置等

指 令 番 号	沖縄県指令中土 第671号	指 定 年 月 日	平成21年8月14日	指 定 番 号	指定第H21道位中3号
道 路 位 置 指 定 の 内 容	幅員 4.00～5.00メートル、延長 12.27メートル		関係地番 読谷村字大湾西原689番7、698番8及び689番9		

沖縄県告示第217号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり廃止した。

平成23年3月29日

沖縄県南部土木事務所長 大 城 芳 樹

- 1 申請人所在地及び名称
  - (1) 所在地 那覇市牧志 3 丁目 13 番 60 号
  - (2) 名称 有限会社優申商事 代表取締役 池田 實
- 2 道路管理者所在地及び名称
  - (1) 所在地 申請人に同じ。
  - (2) 名称 申請人に同じ。
- 3 廃止する道路

指 令 番 号	沖縄県指令南土 第910号	指 定 年 月 日	平成10年 9 月 1 日	指 定 番 号	指定第H10道位南 9 号
道 路 位 置 指 定 の 内 容	幅員 4.00メートル、延長 35.00メートル		関係地番	南風原町字宮平571番 4 及び571 番 7	

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年 3 月 29 日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成22年 7 月 1 日 沖縄県指令土第641号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字伊良波西原545番 6
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字伊良波501番地 金城真由美
- 5 検査済証番号 平成23年 3 月 15 日 第2880号
- 6 工事完了年月日 平成23年 2 月 25 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年 3 月 29 日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成21年10月26日 沖縄指令土第903号、平成23年 1 月 13 日 沖縄指令土第15号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字富盛2270番ほか31筆（1 工区）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市泉崎 1 丁目 21 番 13 号 沖縄土地住宅株式会社 代表取締役 竹野一郎
- 5 検査済証番号 平成23年 3 月 17 日 第2881号
- 6 工事完了年月日 平成23年 2 月 28 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年 3 月 29 日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成21年 8 月 24 日 沖縄県指令土第775号、平成23年 3 月 15 日 沖縄県指令土第203号（変更）

- 2 開発区域に含まれる地域の名称 北中城村字仲順後原470番 6
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 北中城村字仲順341番地 1 比嘉幸吉
- 5 検査済証番号 平成23年 3月17日 第2882号
- 6 工事完了年月日 平成23年 1月25日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年 3月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成22年 3月 5日 沖縄県指令土第146号、平成22年 8月 4日 沖縄県指令土第698号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字上田315番 1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字宜保249番地 赤嶺治紀
- 5 検査済証番号 平成23年 3月17日 第2883号
- 6 工事完了年月日 平成23年 3月10日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年 3月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成21年 6月26日 沖縄県指令土第659号、平成23年 2月24日 沖縄県指令土第89号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字饒波後原1068番 2ほか 8筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 豊見城市字翁長854番地 1 豊見城市長 宜保晴毅
- 5 検査済証番号 平成23年 3月18日 第2884号
- 6 工事完了年月日 平成23年 3月 8日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年 3月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成22年 4月23日 沖縄県指令土第479号、平成23年 3月16日 沖縄県指令土第205号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 うるま市栄野比安城原1212番 1ほか 6筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 うるま市栄野比1212番地 1 財団法人沖縄国際学園設立準備財団理事長 山内彰
- 5 検査済証番号 平成23年 3月18日 第2885号
- 6 工事完了年月日 平成23年 2月18日

**訓 令**

沖縄県訓令第33号

総 務 部



行政資料専門員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

#### 行政資料専門員設置規程の一部を改正する訓令

行政資料専門員設置規程（平成元年沖縄県訓令第16号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（設置）

**第1条** 行政資料の収集、分類、整理、目録の作成、閲覧等の業務を円滑かつ迅速に処理するため、総務部総務私学課に行政資料専門員（以下「専門員」という。）を設置する。

第3条中「掲げる」を「規定する」に改める。

第4条第2項中「嘱託員」を「専門員」に改め、同条第3項中「人事課長」を「総務部行政改革推進課長」に改める。

第6条第2項中「専門員の」の次に「1月の」を加え、「月のうち16日以内」を「、16日以内」に、「総務私学課長が」を「、総務私学課長が別に」に改め、同条第3項中「適用」を「規定の適用」に、「一般職の職員」を「職員の勤務時間」に改める。

第8条中「必要な事項」を「専門員に関し必要な事項」に、「知事」を「総務部長」に改め、同条を第9条とする。

第7条中「各号の一に」を「いずれかに」改め、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 前条の規定に違反したとき。

第7条に次の1号を加える。

(5) 委嘱の必要がなくなったとき。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（服務）

**第7条** 専門員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 専門員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全員の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 専門員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

4 専門員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

#### 附 則

この訓令は、平成23年3月29日から施行する。

#### 沖縄県訓令第34号

福 祉 保 健 部

沖縄県立看護大学嘱託員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

#### 沖縄県立看護大学嘱託員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県立看護大学嘱託員設置規程（平成11年沖縄県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第3項中「人事課長」を「総務部行政改革推進課長」に改める。

第7条第3項中「適用を受ける一般職の職員」を「規定の適用を受ける職員の勤務時間」に改める。

第8条を次のように改める。

（服務）

**第8条** 嘱託員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、学長の職務上の命令に従わなければならない。

2 嘱託員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 嘱託員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

4 嘱託員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

第9条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第10条中「ほか、」の次に「嘱託員に関し」を加える。

**附 則**

この訓令は、平成23年3月29日から施行する。

**沖縄県訓令第35号**

観 光 商 工 部

沖縄県伝統工芸製品検査員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

**沖縄県伝統工芸製品検査員服務規程の一部を改正する訓令**

沖縄県伝統工芸製品検査員服務規程（昭和60年沖縄県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「総務部人事課長」を「総務部行政改革推進課長」に改める。

第5条中「基づき」を「より」に改める。

第8条第1号中「基づく」を「よる」に改め、同条第2号中「に基づく」を「の規定による」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成23年3月29日から施行する。

**沖縄県訓令第36号**

知 事 部 局

用地嘱託員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

**用地嘱託員設置規程の一部を改正する訓令**

用地嘱託員設置規程（昭和49年沖縄県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「特別職」を「非常勤の嘱託員」に改める。

第4条第3項中「総務部人事課長」を「総務部行政改革推進課長」に改める。

第6条第3項中「適用を受ける一般職の職員」を「規定の適用を受ける職員」に改める。

第8条を第9条とする。

第7条中第4号を削り、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 前条の規定に違反したとき。

第7条に次の1号を加える。

(5) 委嘱の必要がなくなったとき。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（服務）

**第7条** 嘱託員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 嘱託員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 嘱託員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

4 嘱託員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

**附 則**

この訓令は、平成23年3月29日から施行する。

**沖縄県訓令第37号**

土 木 建 築 部

道路維持管理嘱託員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

**道路維持管理嘱託員設置規程の一部を改正する訓令**

道路維持管理嘱託員設置規程（平成8年沖縄県訓令第36号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「総務部人事課長」を「総務部行政改革推進課長」に改める。

第7条を次のように改める。

（服務）

**第7条** 嘱託員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

- 2 嘱託員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 3 嘱託員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 4 嘱託員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

**附 則**

この訓令は、平成23年3月29日から施行する。

**沖縄県訓令第38号**

土 木 建 築 部

港湾管理員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

**港湾管理員設置規程の一部を改正する訓令**

港湾管理員設置規程（昭和63年沖縄県訓令第25号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項を次のように改める。

- 2 管理員の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。

第4条に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、土木建築部土木企画課長は、総務部行政改革推進課長と協議するものとする。

第6条第4項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

第7条を次のように改める。

（職務）

**第7条** 管理員は、所属長の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 船舶のための給水に関すること。
- (2) 港湾施設の点検及び軽易な維持補修に関すること。
- (3) 港湾施設の草刈り、樹木の枝打ち及び清掃に関すること。
- (4) その他港湾の管理に関すること。

第8条第1項及び第2項を次のように改める。

管理員は、その業務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ上司の職務上の命令に従わなければならない。

- 2 管理員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。第8条に次の1項を加える。

- 4 管理員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

第9条の見出しを「（解嘱）」に改め、同条中「解職する」を「解嘱する」に改め、同条第1号中「職務の執行」を「職務」に改め、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 前条の規定に違反したとき。

**附 則**

この訓令は、平成23年3月29日から施行する。

正

誤

平成22年12月21日付け公報定期第3913号登載の「沖縄県道路交通法施行細則の一部を改正する規則」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
16	上から9	及び沖縄県	及び沖縄県警察安全運転学校八重山分校とする。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-1117 南風原町字津嘉山1537-6 販売所 株式会社リウボウ(沖縄県官報販売所) 〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F 購読料 1部1箇月1,800円
---	---